

## 【⑥の事務】未検討の事務(34項目)の整理について(案)

資料3

検討対象事務名			事業内容(根拠法令)	都の評価	区の評価	方向性
<b>検討対象外とするもの</b>			<b>1項目</b>			
1	⑥ - 115	学校の設置の届出受理などに関する事務	市町村の設置する幼稚園、小中学校等は都教委が、私立の幼稚園等は都知事が認可する。 (学校教育法)	---	---	---
<b>実質的な検討を省略するもの</b>			<b>4項目</b>			
1	⑥ - 11	建築審査会の設置などに関する事務	建築基準法に規定する各種許可の前提としての同意及び建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決等を行う附属機関である建築審査会の事務局として、毎月の審査会開催に関する事務、審査請求に係る事務等を行っている。 (建築基準法)	都	都	都
2	⑥ - 58	受給資格及び手当の額の認定などに関する事務	特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額について、手帳又は医師の診断書に基づき障害の程度を認定する。なお、認定事務は東京都心身障害者福祉センターで行っており、申請者から提出された診断書に基づき、東京都の医師が審査し認定している。 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都	区	継
3	⑥ - 89	組織変更の届出の受理などに関する事務	商工組合の組織変更の届出等 協業組合から事業協同組合への組織変更の届出等 (中小企業団体の組織に関する法律)	都	都区	継
4	⑥ - 135	旅券の作成などに関する事務	国の発給の指示による一般旅券の作成、及び記載事項の訂正、査証欄の増補等の事務を行う。 (旅券法)	都	区	継

検討対象事務名			事業内容(根拠法令)	都の評価	区の評価	方向性
<b>4月に検討するもの</b>			<b>23項目</b>			
1	⑥ - 12	建設業の許可などに関する事務	<p>※一部実質的な検討を省略するもの ○都道府県建設工事紛争審査会、都道府県建設業審議会の設置</p> <p>建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを業とする場合を除き、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要がある。都は、建設業法に基づき建設業(28業種)の東京都知事許可及び建設業者の指導監督等に関する事務を行っている。 (建設業法)</p>	都	都	都
2	⑥ - 16	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務	<p>基礎調査の実施、警戒区域の指定等の事務を行う。 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)</p>	都	都	
3	⑥ - 17	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	<p>※一部実質的な検討を省略するもの ○市町村が事業主体の公営住宅に対する高齢者への使用承認に係る国土交通大臣への進達、(指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合)終身建物賃貸借事業の認可等</p> <p>高齢者の居住の安定の確保を図るため高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に関する事務を行う。 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)</p>	都	都	都
4	⑥ - 20	不動産鑑定業者の登録などに関する事務	<p>不動産鑑定業を営む者は、専任の不動産鑑定士を置き、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。大臣登録は二つ以上の都道府県に事務所を設置してその事業を営もうとする場合であり、知事登録は一つの都道府県に事務所を設置する場合である。 都では、東京都知事の登録に関する業務及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務を行っている。 (不動産の鑑定評価に関する法律)</p>	都	都	
5	⑥ - 21	不動産特定共同事業の許可などに関する事務	<p>不動産特定共同事業者は、金融庁長官・国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。大臣許可は二つ以上の都道府県に事務所を設置してその事業を営もうとする場合であり、知事許可は一つの都道府県に事務所を設置する場合である。 都では、東京都知事の許可に関する事務及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務を行っている。 (不動産特定共同事業法)</p>	都	都	
6	⑥ - 31	廃棄物再生事業者の登録に関する事務	<p>廃棄物の再生を業として営んでいる事業者のうち、施設や経営状況等一定の基準を満たしている場合に、廃棄物再生事業者の登録を行う。 (廃棄物の処理及び清掃に関する事務)</p>	都	区	

検討対象事務名			事業内容(根拠法令)	都の評価	区の評価	方向性
7	⑥ - 32	解体工事業者の登録などに関する事務	※一部実質的な検討を省略するもの ○分別解体等の実施に関する指針の策定などに関する事務	都	都	都
			分別解体等の実施に関する指針の策定、解体工事業者の登録などに関する事務を行う。 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	都	都	
8	⑥ - 34	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	フロン類の回収業者等の登録、フロン類の破壊業者の許可 上記の事業者に対する立入検査の実施等による指導監督 (特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)	都	都	
9	⑥ - 44	電気工事業者の登録などに関する事務	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、一般用(一般家庭、商店等)及び自家用 (ビル、工場等)の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録、各種届出 書の受理及び電気工事業者の業務の規制指導を行う。 (電気工事業の業務の適正化に関する法律)	都	都	
10	⑥ - 95	貸金業の登録などに関する事務	資金需要者等の利益の保護を図るため貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査等に関する 事務を行う。 (貸金業法)	都	都	
11	⑥ - 96	旅行業の登録などに関する事務	旅行の安全の確保を図るため旅行業又は旅行業者代理店の登録等に関する事務を行う。 (旅行業法)	都	都	
12	⑥ - 97	通訳案内士の登録などに関する事務	外国人観光客に対する接遇の向上を図るため通訳案内士の登録等に関する事務を行う。 (通訳案内士法)	都	都	
13	⑥ - 98	国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務	外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルに対し立入検査等に関する事務を行う。 (国際観光ホテル整備法)	都	区	

検討対象事務名		事業内容(根拠法令)	都の評価	区の評価	方向性	
14	⑥ - 111	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	※一部検討対象外とするもの ○障害者雇用支援センターの指定等	---	---	---
		※一部実質的な検討を省略するもの ○適応訓練を受ける者に対する手当の支給等	都	都	都	
		障害者の職業の安定を図るため障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの指定及び監督等に関する事務を行う。 (障害者の雇用の促進等に関する法律)	都	都		
15	⑥ - 125	重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	※一部実質的な検討を省略するもの ○所有権の都道府県帰属及び報奨金の支給 ○市町村等に対する文化財保存に係る指導、指揮監督 ○文化財保護指導委員の設置	都	都	都
		文化財保護法に基づく、重要文化財の保存管理又は修理について指揮監督等を行う。 (文化財保護法)	都	都区		
16	⑥ - 126	銃砲刀剣類の登録などに関する事務	都道府県教育委員会は、美術品としての刀剣類等の登録などの事務を行う。 (銃砲刀剣類所持等取締法)	都	都	
17	⑥ - 127	割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務	営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。 (割賦販売法)	都	都	
18	⑥ - 128	訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	不適正な取引を行なっている疑いのある事業者を調査し、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行い、不適正取引による消費者被害の未然・拡大防止を図る。 (特定商取引に関する法律)	都	都	
19	⑥ - 129	消費生活協同組合の設立認可などに関する事務	組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等調査等を行う。 (消費生活協同組合法)	都	都	

検討対象事務名			事業内容(根拠法令)	都の評価	区の評価	方向性
20	⑥ - 131	公正取引委員会への措置要求などに関する事務	不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為の内容や指示に従わない場合には、公正取引員会に対し、措置請求を行う。(不当景品類及び不当表示防止法)	都	都	
21	⑥ - 132	宗教法人の認証などに関する事務	宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求、事務所備付書類の写し受理、督促などを行う。(宗教法人法)	都	都	
22	⑥ - 133	公益法人の認定などに関する事務	※一部検討対象外とするもの ○所管行政庁の変更に伴う認定申請の経由、及び引継ぎ	---	---	---
			※一部実質的な検討を省略するもの ○合議制機関の設置等	都	都	都
			公益法人(社団法人及び財団法人)の設立許可、管理運営に係る指導監督、立入検査等を行う。平成20年12月1日から新たな公益法人制度が施行される。(民法)	都	都	
23	⑥ - 137	計量器の検定などに関する事務	適正な計量を実施するため、政令で定める特定計量器について、基準に適合しているか検査等を行う。(計量法)	都	都区	

検討対象事務名		事業内容(根拠法令)	都の評価	区の評価	方向性	
<b>6月に検討するもの</b>		<b>6項目</b>				
1	⑥ - 33	引取業者の登録などに関する事務	引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可 上記の事業者に対する立入検査の実施等による指導監督 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)			
2	⑥ - 59	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務	幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く)に対する認定子ども園の認定及び国基準を参酌した都道府県基準の条例により制定する。 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)			
3	⑥ - 70	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務	※一部実質的な検討を省略するもの ○クリーニング師免許試験、免許の交付に関する事務等	都	都	都
			クリーニング師免許試験、免許の交付に関する事務、クリーニング業務が適正に行われるよう、法に基づく衛生上の措置基準等を定める条例として、クリーニング業法施行条例を制定すること。 (クリーニング業法)			
4	⑥ - 71	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)	※一部実質的な検討を省略するもの ○理容師養成施設の指定を行うに必要な調査、指定を受けた理容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査	都	都	都
			理容業務が適正に行われるよう、法に基づく衛生上の措置基準等を定める条例として、理容師法施行条例を制定すること。 (理容師法)			
5	⑥ - 72	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)	※一部実質的な検討を省略するもの ○美容師養成施設の指定を行うに必要な調査、指定を受けた美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査	都	都	都
			美容業務が適正に行われるよう、法に基づく衛生上の措置基準等を定める条例として、美容師法施行条例を制定すること。 (美容師法)			
6	⑥ - 82	地方薬事審議会の設置などに関する事務	※一部実質的な検討を省略するもの ○法第3条のできる規定に基づき、都道府県の条例で定める地方薬事審議会の設置	都	都	都
			都条例による「東京都薬事審議会」の設置、一般用医薬品の販売等に従事する登録販売者試験の実施及び販売従事登録を行う。 (薬事法)			

### 未検討の事務のうち、検討対象外とするもの

検討対象事務名	事業内容 (根拠法令)	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							① ⑤ 関連	対 象 外	備 考(理由等)		
				広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段					
115	学校の設置の届出受理などに関する事務	私立幼稚園の設置廃止の認可等を行う。 (学校教育法)	認可	市町村立幼稚園等の認可廃止(届出制)										カ	○事務処理特例により、すでに区で実施している。

### 未検討の事務のうち、検討省略とするもの

検討対象事務名	検討対象外及び 検討省略とした事項	事務の 性質	第1次 勧告	7つの基準							① ⑤ 関連	省 略	備 考(理由等)	総 合 評 価	方 向 性		
				評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令						特 段	
11	建築審査会の設置などに関する事務	判定、指導等許可、監督等審査会	特定行政庁の同意の廃止	都区	●							●	②	E C D	○建築審査会は、法令に基づく都道府県に必置の機関である。 ○都内全域を対象とする建築確認、完了検査等に係る指定確認検査機関の指定に関する事務であり、広域的な対応が必要である。 ○平成18年度に創設された一定規模以上の建築物を対象とする構造計算審査については、都道府県知事、又は知事が指定する機関の判定が求められている事務であり、都区間の協議での権限移譲にはなじまない。 ○市町村が建築主事を設置する場合の同意が定められている事務であり、都区間の協議での権限移譲はなじまない。なお、地方分権改革推進委員会の第一次勧告では、建築主事設置に係る都道府県知事の同意の廃止が提言されている。	都	都
58	受給資格及び手当の額の認定などに関する事務	障害認定	—	区	▲		▲	▲			▲		④	G	○都心障センターで行っている事務については、「④-3更正相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務(身体障害者福祉法)」及び「④-7更正相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務(知的障害者福祉法)」の検討で、区側は「施設の偏在や専門性等を踏まえた対応を検討する必要はあるが、特別区が担う方向で検討すべきである。」と評価した。本事務についても同種の事務である。	区	継
				都		●	△									都	都
89	組織変更の届出の受理などに関する事務	認可、監督等	—	区							●		⑤	G	○「⑤-15協業組合の事業転換認可などに関する事務」を検討した際に、「協業組合の地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担う方向で検討すべきである。」と評価した。本事務についても同種の事務である。	都区	継
				都	●											都	
135	旅券の作成などに関する事務	旅券の作成	—	区							●		⑤	G	○「⑤-76一般旅券の消印及び還付に関する事務」を検討した際に、申請窓口等の一本化による区民の利便性の向上を図るため、「⑥-135旅券の交付などに関する事務」の旅券の発行事務も含め、「特別区が担う方向で検討すべきである。」と評価した。	区	継
				都	●			●							都	都	

## 【⑥の事務】未検討の事務のうち、一部を検討対象外または検討省略とするものについて

- 1 標記の項目のうち、以下の事務については、法改正により今後事務の発生が見込まれない事務又は、自治体間の連絡調整に関する事務のため、検討対象外とする。

検討対象事務名	検討対象外とした事項
111 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	障害者雇用支援センターの指定等
133 公益法人の認定などに関する事務	行政庁の変更を伴う変更の認定に係る申請書の変更前の行政庁の経由、前項の認定を行った場合の変更前の行政庁から変更後の行政庁への引継ぎ

- 2 標記の項目のうち、以下の事務については、広域性、効率性、専門性等の観点から、都に残す方向で検討する。

検討対象事務名	検討を省略し、都に残す方向とした事項
12 建設業の許可などに関する事務	都道府県建設工事紛争審査会の設置、都道府県建設業審議会の設置など
17 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	市町村が事業主体となった公営住宅を公営住宅法 § 23に規定する条件を具備しない高齢者に使用させることの承認にかかる国土交通大臣への進達など
32 解体工事業者の登録などに関する事務	特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の策定など
70 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務	クリーニング師の免許の付与、クリーニング師試験の実施など
71 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (理容師法)	理容師養成施設の指定を行うに必要な調査、指定を受けた理容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査など
72 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (美容師法)	美容師養成施設の指定を行うに必要な調査、指定を受けた美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査など
82 地方薬事審議会の設置などに関する事務	地方薬事審議会の設置、薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理など
111 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	障害者に対する適応訓練の実施、適応訓練を受ける者に対する手当の支給など
125 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	報償金の支給、発見者又は土地の所有者に対する譲与など
133 公益法人の認定などに関する事務	合議制の機関の設置、合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めた条例の制定など



【⑥の事務】未検討の事務のうち、一部を検討対象外または検討省略とするものについて

未検討の事務のうち、一部検討対象外とするもの

検討対象事務名	検討対象外及び検討省略とした事項	事務の性質	第1次勧告	7つの基準							① ⑤ 関連	対象外	備考(理由等)	
				広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段				
111	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	・障害者雇用支援センターの指定等 (障害者の雇用の促進等に関する法律)	指定等	—								—	ア	○障害者雇用支援センターは、法改正により平成24年3月末で廃止することとなったため、今後、事務は発生しない。
133	公益法人の認定などに関する事務	・所管行政庁の変更に伴う認定申請の経由、及び引継ぎ (民法)	経由、引継	—								—	オ	○国・他府県との連絡調整に関する事務である。

未検討の事務のうち、一部実質的な検討を省略するもの

検討対象事務名	検討対象外及び検討省略とした事項	事務の性質	第1次勧告	7つの基準							① ⑤ 関連	省略	備考(理由等)	方向性	
				広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段					
12	建設業の許可などに関する事務	・都道府県建設工事紛争審査会、都道府県建設業審議会の設置 (建設業法)	審査会の設置	—						●			E	○法に基づく都道府県の必置機関である。	都
17	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	・市町村が事業主体の公営住宅に対する高齢者への使用承認に係る国土交通大臣への進達 ・(指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合)終身建物賃貸借事業の認可等 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)	進達、認可等	—								④	D F	○国への経由事務である。 ○指定都市又は中核市が終身事業者である場合の都の関与に関する事務である。	都
32	解体工事業者の登録などに関する事務	・分別解体等の実施に関する指針の策定などに関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	指針策定基準策定	—	●							③ ④	C	○分別解体等の実施に関する指針の策定、分別解体等を実施すべき建設工事の規模に関する基準の策定であり、広域的な対応が必要である。	都
70	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務	・クリーニング師免許試験、免許の交付に関する事務等を実施。 (クリーニング業法)	試験、免許交付	—	●	●					●	—	D	○国家資格に関する試験の事務であり、資格能力を確認するため、法により都道府県知事が行うこととなっていることから、権限移譲に馴染まない。 ○免許交付に関する経由事務は事務処理特例で区に移譲済。	都
71	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (理容師法)	・理容師養成施設の指定を行うに必要な調査、指定を受けた理容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査 (理容師法)	調査	—	●	●					●	—	D	○国家資格に関する試験の事務であり、資格能力を確認するため、法により都道府県知事が行うこととなっていることから、権限移譲に馴染まない。	都

検討対象事務名	検討対象外及び検討省略とした事項	事務の性質	第1次勧告	7つの基準							① 関連 ⑤	省略	備考(理由等)	方向性	
				広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段					
72	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)	・美容師養成施設の指定を行うに必要な調査、指定を受けた美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査(美容師法)	—	●	●							—	D	○国家資格に関する試験の事務であり、資格能力を確認するため、法により都道府県知事が行うこととなっていることから、権限移譲に馴染まない。	都
82	地方薬事審議会の設置などに関する事務	・法第3条のできる規定に基づき、都道府県の条例で定める地方薬事審議会の設置。(薬事法)	—									⑤	D	○「東京都薬事審議会」の設置は、都条例の定めにより、都知事の諮問に応じ、薬事に関する都の事務及び知事の権限に属する事務に関する重要事項を調査審議させるための審議会の設置であり、権限移譲に馴染まない。	都
111	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	・適応訓練を受ける者に対する手当の支給等(障害者の雇用の促進等に関する法律)	—									—	D	○雇用対策法に基づき実施すると規定されている適応訓練手当支給等における都の関与に関する事務である。	都
125	重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	・所有権の都道府県帰属及び報償金の支給 ・市町村等に対する文化財保存に係る指導、指揮監督 ・文化財保護指導委員の設置(文化財保護法)	—	●								—	D E	○所有者が判明しない場合の所有権の帰属及び土地所有者等に対する報償金支給の事務であり、都区間の協議での権限移譲にはなじまない。 ○市町村等に対する指導等の事務であり、都区間の協議での権限移譲にはなじまない。 ○法に基づき都道府県に置くことのできる機関である。	都
133	公益法人の認定などに関する事務	・合議制機関の設置等(民法)	—									—	E	○法に基づく都道府県の必置機関である。	都